

【諮問第291号】

3 川情個第4号
令和3年5月14日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和2年7月2日付け2川総コ第63号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分において、建築設計者の氏名及び印影並びに請求者居住の住戸以外の住戸の間取りを不開示とした判断は妥当であるが、その余の不開示部分については、開示すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月28日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、「川崎市営〇〇住宅〇号棟の建物の設計図面」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書として、「〇〇住宅新築第〇号工事の建築工事発注図面」と特定し、①建築設計者名及び建築設計者の印については、特定の個人を識別できるため、②請求者居住の住戸以外の図面については、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号に該当するとして、令和元年12月10日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年1月14日付け審査請求書で、本件処分のうち②請求者居住の住戸以外の図面の不開示の取消し及び不開示部分の開示の裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問第291号事件）。

3 審査請求人及び補佐人の主張要旨

令和2年1月14日付け審査請求書、令和2年4月1日付け反論書、令和2年6月15日付け再反論書及び令和3年4月9日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取によれば、本件処分に関する審査請求人及び補佐人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分の根拠は条例第8条第1号であるが、特定個人を識別できるとは思えない建物の設計図面は個人情報に該当しないと思われる。

また、個人の権利利益を害するおそれがあるものの例としては、カルテ、反省文など、氏名等の記載がなくても、個人の思想、心身の状況等に関する情報や、個人の未発表の研究論文・研究計画書など個人の正当な利益を害するおそれがある情報とあり、これについても建物の設計図面が該当するとは思えない。

仮に不開示情報に該当したとしても、条例第8条第1号ただし書イでは、個人に関する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は適用除外となっており、自室内の空気汚染により、健康、生活、財産を著しく損ない続けている状況は、この条項に該当する。

- (2) 建築設計者名、建築設計者の印の開示は求めている。開示を争いたい部分は、他入居者の間取り以外の部分（特に自室の天井裏や床下のコンクリート構造、排気口等につながる配管構造、電気ケーブル等の配線部分）である。

タバコのおいがる自室内での健康被害状況や、空気清浄機のPM2.5センサ

一作動状況、空気質測定器の数値等を伝えている。受動喫煙により病気になり、タバコの煙で症状が発症するという医師の診断書も送っている。タバコの煙が流入していると思われる事実があり、原因を突き止めるための開示請求であり、きちんと調査、解決してくれれば、開示請求などしない。また、説明された方法で汚染空気の流入が防げない事実があるのに、説明したからそれで終わりとするのはいかななものか。現在も汚染空気の室内流入は防げていない。

- (3) 建物の構造は入居者ごとに完全にコンクリートで区画され、空気の出入りする隙間さえないと説明を受けている。天井裏の構造や床下の構造図面を開示したとしても、住戸内部への侵入や窃盗等が容易にできるとは考えられない。鉄筋の配置やコンクリートの厚みから破壊しやすい場所が特定できるというなら、当該部分を黒塗りにして開示してほしい。居住空間からは見られない天井裏や床下のコンクリート面に、配線や配管等を通す穴のような、他入居者宅と通じているところがないことを確認したい。自室の排気口等に通じる配管の構造については、入居者宅ごとに完全に独立していると説明を受けており、少なくとも自室の配管構造については、開示しても他入居者の安全は脅かされない。住居の間取り以外の建物の設計図面を個人情報とする実施機関の考え方に違和感を覚える。本人が知りえない天井裏の構造のようなものの例示は、情報公開ハンドブックに一つも記載されていない。
- (4) 開示請求者の個別事情によって、開示・不開示の判断が異なるべきではないとの主張は認める。なお、本件処分については、個別的事情による特別対応であるとの主張であり、矛盾を感じる。
- (5) 他入居者宅と通じているところがないと、開示情報で確認できると主張するが、部分開示された間取り図面では、配管構造や断面欠損部分は全く確認できない。
- (6) 汚染空気の室内流入に対し、実施機関は完全に防ぐことは不可能であると主張するが、健康被害が発生するほどの室内空気の汚染状況は受忍限度を超えており、引っ越し後に受動喫煙にさらされ化学物質過敏症を発症してしまった。本建物は建築基準関係規定に適合しており、通常有すべき安全性を確保していると主張するが、設備の位置関係や機能的関連性などを総合的に踏まえて、通常有すべき安全性を考えるべきである。
- (7) 設計図面は個人情報ではないと思うが、もし個人情報という判断がなされたとしても、条例第8条第1号ただし書きの不開示情報の適用除外に該当するものとして開示してほしい。自室内の空気汚染の測定値は、ホルムアルデヒドの室内基準値の10倍から20倍以上となっている。なお、一般の建物の喫煙専用室や喫煙可能エリアの数値も測定したが、自室内は喫煙専用室等よりはるかに高濃度の空気汚染が起きており、建物か設備に問題があると思われる。厚生労働省のガイドラインでは室内指針値の3倍で保護具装着をするよう記載されており、自室の環境は生命や健康が侵される住環境といえる。以上の点から、自室内空気汚染の原因を調べるために、建物の設計図の開示請求を行った。
- (8) 本件処分の理由に条例第8条第4号及び第5号を追加してきたが、第8条第4

号は「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と記載されている。情報公開ハンドブックに、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに注意する必要がある、と解説されている。川崎市は審査請求人の切実な訴えに対し、終始一貫して抽象的な弁明を行っている。

4 実施機関の主張要旨

令和2年2月21日付け弁明書、令和2年4月30日付け再弁明書及び令和3年2月5日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 建築設計者名、建築設計者の印については、特定の個人を識別することができるものと認められる。

請求者居住の住戸以外の設計図面については、住戸の各室の配置状況の把握が可能であり、住戸内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど居住者の安全を脅かす恐れがあるため、居住者に安全面で不安を与えてしまう等、居住者の氏名の記載はなく直接特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。情報公開ハンドブック第8条第1号の不開示情報に関する基準表において、個人に関する情報に該当する情報として、居住状況に関する情報・住居の間取りが具体的内容として例示されている。

以上のことから、本件処分は妥当であると考える。

- (2) 審査請求人は、条例第8条第1号ただし書イに該当し、不開示情報の適用除外である旨を主張するが、審査請求人の健康状態と自室内の空気汚染の因果関係、自室内の空気汚染とたばこの煙との因果関係、自室内の空気汚染やタバコの煙の流入と建物の構造等の因果関係が不明確である。一方、本建物は建築基準法等に適合しており、審査請求人に対し煙等流入を防ぐ方法及び建物の気密性に関する十分な説明がなされている。法令に基づく機械換気設備の設置、2か所の給気口の設置が行われ、煙等の流入の防止も可能である。

化学物質の衛生上の支障の防止についても、24時間換気設備を浴室に設置し建築基準法の規定を満たしている。竣工時の測定でも、審査請求人の住戸と同じ間取り、仕様の居室で基準値を満たすことを確認している。気密性についても問題はなく、これに関する規制や基準はないことから、気密性に関しさらに講じる措置等はない。

これにより、建物の設計図面について、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する公益がある場合、これを公にする合理的な理由は認めがたく、条例第8条第1号ただし書イに該当しない。

- (3) 審査請求人は、他入居者宅と通じているところがないことを確認したい旨主張するが、それについては、本件処分が開示した情報で確認できる。一方、本件処分に

については、審査請求人の状況やこれまでのやり取りを考慮し、特別に部分開示を行ったものである。

(4) 審査請求人は、汚染空気の流入を防ぐことができないと主張するが、玄関扉や窓のサッシ経路での空気の流入は、一般的な性能の汎用品を採用する市営住宅では、物理的に完全に防ぐことは不可能であり、その点は審査請求人に説明済みである。また、審査請求人は、規制や基準がなくとも通常有すべき安全性が欠如しているなら何らかの対策を講ずべき責任があると主張するが、本建物は建築基準法に適合しており、通常有すべき安全性を確保している。また、煙等の流入を防ぐ方法の説明やダクトの改善を図るなど、対策を講じている。

(5) 請求者居住の住戸以外の図面の不開示根拠として、条例第8条第1号該当としていたが、条例第8条第4号及び第5号にも該当する旨、追加で説明を行う。

ア 条例第8条第4号 「公にすることにより、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

設計図面等を何人にも開示した場合、開示された設計図面等が悪用されるような事も想定される。開示により、当該住宅でなんらかの犯罪が発生した場合、市営住宅の居住希望者に不安を与え、当該住宅が選ばれなくなる不利益が想定される。さらには、その影響が全ての市営住宅に波及し、市営住宅管理全般について信頼を損なう不利益も想定される。このため、設計図面等は条例第8条第4号に該当する。

イ 条例第8条第5号 「公にすることにより、犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。」

設計図面等の開示に起因する犯罪が生じた場合には、当該住宅を含め近隣地域における平穏な生活、風紀その他の公共安全と秩序の維持に懸念を抱く住民感情が生じるなどの不利益が想定される。このため、設計図面等は条例第8条第5号に該当するといえる。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書は、「〇〇住宅新築第〇号工事の建築工事発注図面」である。

実施機関は、本件対象公文書につき、条例第8条第1号に該当することを理由として一部不開示とする本件処分を行っている。審査請求人は、本件処分のうち、請求者居住の住戸以外の図面について、同号に該当しない旨の主張をしている。そのため、以下、当該図面の同条第1号該当性について検討する。

条例第8条第1号は、「個人に関する情報……であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。

当審査会において本件対象公文書を見分したところ、本件処分において不開示とされた箇所には請求者が居住する住戸以外の住戸の平面図及びキッチンの詳細図が記載されていた。

当該平面図のうち、住戸の間取りについては、これが公にされることにより、

居住者の生活状況等が明らかにされるおそれがあるものと認められる。

そのため、本件対象公文書のうち、住戸の間取りは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第8条第1号に該当する。

しかしながら、その他の不開示とされた箇所については、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第1号ただし書イの該当性を判断するまでもなく、これを開示すべきである。

(2) なお、本件処分において、実施機関は、本件対象公文書のうち住戸の平面図について、住戸の間取りを含むより広い範囲を不開示としていた。「市に関する情報は、公開することを原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめられること」（前文原則4）との条例の趣旨を踏まえれば、本件対象公文書のうち住戸の平面図については、不開示とすべき箇所を間取りのみとし、その余の部分は開示すべきである。

(3) 次に、実施機関は、当審査会に対し、請求者居住の住戸以外の図面が、条例第8条第4号及び第5号にも該当する旨の主張をしている。

条例第8条第4号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報……であって、公にすることにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。しかしながら、本件処分により不開示とされた住戸の平面図及びキッチンの詳細図が公にされることにより、直ちに、市営住宅管理全般に対する信頼が損なわれ、その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずるとまではいえない。

他方で、条例第8条第5号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と認められる情報」を不開示情報としている。本件対象公文書における住戸の間取りについては、これが公にされることにより、犯罪を容易にし、人の生命、身体又は財産の保護に支障を及ぼすおそれがあるということができることから、条例第8条第5号に該当する。しかしながら、住戸の間取り以外の情報については、このようなおそれがあるとは認められないことから、これを開示すべきである。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 飯 島 奈津子

委員 嘉 藤 亮

委員 友 岡 史 仁

委員 中島 美砂子